

第 12 次神奈川県職業能力開発計画（素案）の概要

1 計画の趣旨（p 1）

県では、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、1973（昭和 48）年以降、第 11 次にわたり、「神奈川県職業能力開発計画（以下「計画」という。）」を策定し、神奈川における職業訓練の充実や、技術・技能の振興などの施策を展開してきました。

第 11 次計画は、2025（令和 7）年度末で計画期間が満了することから、人口減少、雇用慣行及び産業構造の変化、技術革新など、職業能力開発を取り巻く環境の変化に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 12 次計画を策定するものです。

2 計画の性格（p 1）

- (1) 法第 7 条第 1 項に基づく「都道府県職業能力開発計画」として位置付けます。
- (2) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を踏まえ、特定課題に対応する個別計画として策定します。

○ 新かながわグランドデザイン基本構想（令和 6 年 3 月策定）（抄）

（多様な人材が活躍できる社会づくり）

働く意欲のあるすべての人々が、その能力を高め、新たなキャリア形成に挑戦できるよう、必要な職業能力開発の機会を提供し、企業や求職者のニーズに応じた産業人材育成を図ります。また、ものづくり技術・技能の承継を支援し、技術・技能が尊重される社会づくりに取り組みます。

3 計画の期間（p 1）

2026（令和 8）年度から 2031（令和 13）年度までの 6 年間の計画とします。

ただし、神奈川における職業能力開発を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画を改定するなど、柔軟に対応します。

4 計画に定める事項（p 1）

法第 7 条第 2 項を踏まえ、計画には次の(1)から(3)までの事項を定めます。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

5 計画の基本理念（目指す姿）（p 2）

～一人ひとりが輝きながら働く神奈川～

人生 100 歳時代において、誰もが職業能力を伸ばした上で、一人ひとりに合った多様な働き方を選択できるよう、必要な職業能力開発機会の提供がとても重要であると考えます。

そこで、県は、法第 3 条の規定を踏まえ、若年者、中高年齢者、障がい者、外国人材など、働く意欲のあるすべての人が、その培った能力を発揮して、生涯を通じて生き生きと働き、その能力に応じた適正な待遇が得られるよう、職業能力開発を通じて各人の職業能力を高めるとともに、地域の産業を支える人材を育成し、一人ひとりが輝きながら働くことができる神奈川の実現を目指します。

6 実施目標（p 32）

基本理念を実現するため、次の 5 つの「職業能力の開発の実施目標に関する事項」に基づき、職業能力開発施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(1) 【実施目標Ⅰ】産業構造の変化と技術革新の進展等に適応した人材育成の推進

企業の求める専門人材や、デジタル技術等を利活用できる人材を戦略的に育成するとともに、労働力不足分野における職業訓練等を実施します。

(2) 【実施目標Ⅱ】労働者の特性を踏まえた職業能力開発の推進

若者や障がい者、中高年齢者、外国人材、生活困窮者等が、生涯を通じて職業能力を発揮して活躍できるよう、一人ひとりに職業能力開発の向上の機会を提供するとともに、就職を支援します。

(3) 【実施目標Ⅲ】職業生活と学校生活等を通じた主体的なキャリア形成の支援

職業人生の長期化、多様化を見据え、労働者自らが主体的にキャリア形成を考えていけるよう、職業生活や学校生活等を通じたキャリアコンサルティング等の支援を推進します。

(4) 【実施目標Ⅳ】ものづくり産業の持続的発展と技能の振興及び継承

若い世代を中心に、幅広い世代に対してものづくり分野への関心を醸成していくとともに、高度な技能労働者の育成を支援します。また、技能検定制度等の職業能力評価制度を普及促進するとともに、スキルの「見える化」により技能の可視化を進め、技能労働者の社会的評価の向上を図っていくことで、技能の振興及び継承を行います。

(5) 【実施目標Ⅴ】職業能力開発推進体制の充実と情報発信の強化

職業訓練の検証と見直しを行うことに加え、国や民間教育訓練機関等との連携を強化し、より職業能力開発体制を充実させていきます。

また、職業能力開発情報へのアクセス性向上を図るため、ホームページや SNS 等を活用した効果的な情報発信を強化します。

7 施策の基本となるべき事項 (p 34~p 63)

実施目標を実現するため、「施策の基本となるべき事項」に基づき「具体的な施策」を定めた上で推進していきます。

実施目標	施策の基本となるべき事項	具体的な施策（主なもの）
I	(1) デジタル分野における人材の育成の推進 (p 34)	基礎的デジタルリテラシーの習得促進 (p 34) 等
	(2) デジタル技術を活用した職業訓練の実施 (p 35)	同時双方向型によるオンライン訓練の推進 (p 35) 等
	(3) 次世代産業分野における人材の育成の推進 (p 36)	生成AI活用スキル習得促進 (p 36) 等
	(4) 各種リテラシー教育の実施 (p 37)	情報分野における各種リテラシー教育の実施 (p 37) 等
	(5) 企業等が求める人材の育成の推進 (p 37)	DXやGXに対応した職業訓練プログラムの開発と実施 (p 37) 等
	(6) 労働力不足分野における職業訓練等の実施 (p 39~p 42)	介護・福祉、保育、医療分野の職業訓練等の実施 (p 39~p 40) 等
II	(1) 若者の職業能力開発の推進 (p 43)	企業における実習を組み入れた実践的な職業訓練の実施 (p 43) 等
	(2) 非正規雇用労働者等の職業能力開発の推進 (p 44)	特定世代優先枠の設定 (p 44) 等
	(3) 子育て中等の求職者の職業能力開発の推進 (p 44)	育児や介護で通所が困難な受講者に向けた職業訓練の実施 (p 44) 等
	(4) 障がい者の職業能力開発の推進 (p 45)	障がい者に向けた施設内における職業訓練の実施 (p 45) 等
	(5) 中高年齢者の職業能力開発の推進 (p 47)	中高年齢者向けの職業訓練の実施 (p 47) 等
	(6) 外国人材の職業能力開発の推進 (p 48)	産業技術短期大学校における留学生の受入れ (p 48) 等
	(7) 生活困窮者等に配慮した職業能力開発の推進 (p 49)	心理相談員等の配置による相談体制の構築 (p 49) 等
III	(1) キャリアコンサルティングの推進 (p 51)	求人開拓推進員による就職支援 (p 51) 等
	(2) 在職者のリスキリング等の支援 (p 52)	リスキリング相談窓口による支援 (p 52) 等
	(3) 学校教育と連携したキャリア教育の推進 (p 53)	高等学校・大学等への職業能力開発情報の提供 (p 53) 等
	(4) 出張型のキャリア教育の推進 (p 55)	教育機関と連携した職業理解の促進支援 (p 55) 等
	(5) 開かれた職業訓練イベントにおける普及啓発 (p 56)	ものづくり体験の機会の提供 (p 56)
IV	(1) ものづくり分野への関心の醸成 (p 57)	ものづくり体験イベントの実施 (p 57) 等
	(2) ものづくり分野の高度な技能労働者の育成支援 (p 58)	「かながわものづくり継承塾」の実施 (p 59) 等
	(3) 技能労働者の社会的評価の向上の推進 (p 60)	技能検定試験の実施 (p 60) 等
V	(1) 国や民間教育訓練機関等との連携強化 (p 61)	地域職業能力開発促進協議会等を活用した職業能力開発の実施 (p 61) 等
	(2) 検証と見直しに基づく職業訓練の充実 (p 62)	訓練生の視点からの評価と主体的学習姿勢の向上 (p 62) 等
	(3) 職業訓練等の情報発信の強化 (p 63)	施設内訓練の情報発信 (p 63) 等

8 施策の成果目標（p 64）

計画の基本理念を実現するための5つの実施目標に対する進捗状況を測る尺度として、次の成果目標を設定し、その成果が県内産業にどの程度寄与したかを検証します。

なお、各成果目標は、直近3年間のうち、最も高い数値を上回る水準を目指して設定します。

(1) 【実施目標 I】総合職業技術校等における情報関連分野の就職者数

総合職業技術校等における情報関連分野の就職者数を目標値に設定し、デジタル技術を利活用できる人材の輩出度合を評価することで、デジタル人材の充足寄与度を測ります。

なお、県内情報通信業における充足件数を参考指標とします。

(定員 100、単位：人)

年度	実 績				目 標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
就職者数※	60	73	63	—	65	67	69	71	73	75

※ 就職者数は産業技術短期大学校（情報技術科）、東部総合職業技術校（I o Tソリューションコース）及び西部総合職業技術校（I C Tエンジニアコース）の合計

○ 関連する県内の状況を表す指標

県内における「情報通信業」の充足件数

(単位：人)

年度	実 績		
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
新規求人数	15,868	16,334	15,945
充足件数	628	567	598

数値出所： 神奈川労働局「神奈川労働市場年報」を基に算出

(2) 【実施目標Ⅱ】総合職業技術校等における就職者数

総合職業技術校等の就職者数を目標値に設定し、障がい者などを含めた多様な方の就職度合を評価することで、労働力不足解消の寄与度を測ります。

なお、総合職業技術校等のコース関連産業の県内求人に対する充足件数を参考指標とします。

(定員 1,370、単位：人)

年度	実 績				目 標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
就職者数※	801	767	725	—	760	780	800	820	840	860

※ 職業能力開発センターへの委託訓練を除く。

○ 関連する県内の状況を表す指標

総合職業技術校等に設置する各コースに関連する産業における充足件数

(単位：件)

年度	実 績		
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
新規求人件数	222,748	220,324	228,760
充足件数	18,363	18,092	17,293

数値出所： 神奈川労働局「神奈川労働市場年報」を基に算出

(3) 【実施目標Ⅲ】総合職業技術校等修了生の3年後の職場定着率

総合職業技術校等の定着率を目標値に設定することで、総合職業技術校等に入校した訓練生が、関連分野に対して適切にキャリア形成できているかを測ります。

なお、大卒新規就職者定着率を参考指標とします。

(単位：%)

年度	実 績				目 標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
定着率 ※1	73.0	85.0	80.3	—	80.5	81.5	82.5	83.5	84.5	85.5
〈参考〉 定着率 ※2	63.8	73.5	68.9	—	—	—	—	—	—	—

※1 「転職（仕事内容は同じ。）」を含む。

2 離職なし

○ 関連する県内の状況を表す指標

大卒新規就職者定着率（卒業3年後）（全国）

(単位: %)

年度	実 績		
	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
定着率*	67.7	65.1	66.2

* 定着率（卒業3年後）：「1－大卒新規就職者3年以内離職率」として算出

数値出所： 厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

(4) 【実施目標IV】総合職業技術校等のものづくり関連コースの就職者数

総合職業技術校等のものづくり関連コースにおける就職者数を目標値に設定し、就職度合を評価することで、ものづくり産業の労働力不足解消の寄与度を測ります。

なお、製造業・建設業の県内求人に対する充足件数を参考指標とします。

(定員 980、単位：人)

年度	実 績				目 標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
就職者数*	607	563	549	—	565	582	599	616	633	650

* 総合職業技術校の社会サービス分野（給食調理、介護・調理、ケアワーカー）及び神奈川障害者職業能力開発校を除く。

○ 関連する県内の状況を表す指標

県内における製造業・建設業への充足件数

(単位：件)

年度	実 績		
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
新規求人数	71,303	67,624	61,437
充足件数	7,236	6,886	6,366

数値出所： 神奈川労働局「神奈川労働市場年報」を基に算出

(5) 【実施目標V】総合職業技術校等の応募者数

総合職業技術校等の応募者数を目標値に設定することで、企業や求職者のニーズに合った職業訓練が実施できているか、また、適切に情報発信を行い、県内求職者が職業訓練に結びついているかを測ります。

(定員 1,370、単位：人)

年度	実 績				目 標					
	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
応募者 数※	1,364	1,224	1,080	1,172	1,200	1,234	1,268	1,302	1,336	1,370

※ 職業能力開発センターへの委託訓練を除く。

○ 関連する県内の状況を表す指標

なし (成果目標の数値をもって県内の職業能力開発推進体制の状況をモニタリング可能であるため)

9 計画に係る状況の把握及び効果検証 (p 69)

第12次計画を効果的・効率的に推進するため、その時々の神奈川の職業能力開発を取り巻く環境や地域の人材ニーズを的確に把握するとともに、当該年度の成果目標の達成状況や施策の進捗状況を把握し、効果検証を行います。

そして、この検証は、毎年度終了後、県自ら実施するほか、「神奈川県職業能力開発審議会」(以下「審議会」という。)において実施するとともに、「神奈川県議会」(以下「議会」という。)等において報告を行い、その結果を施策に反映します。

10 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月27日	第2回審議会にて、計画素案を審議
12月10日	計画素案について議会に報告
同月11日	計画素案について、県民等の意見募集を開始
令和8年1月9日	同 終了
2月	第3回審議会にて、計画案を審議
同月	計画案を議会に報告
3月	審議会から計画案の答申
同月	計画を策定、公表

以上